

## 旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表

設置者名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 赤岡 昌弘
施設名称	旭川廃棄物処理センター
設置場所	旭川市江丹別町共和279-2
問合せ先	(0166) 63-4153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### \* 第3期管理型最終処分場

## 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添 設置許可証のとおり
--	-----------------

## 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
施行令第7条第14項 ロ及びハ	安定型及び管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：令和5年度分(単位：t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃 え 殻	104.16	163.96	151.05	124.92	120.58	160.14	160.28	187.89	155.54	143.93	118.48	93.34
汚 泥	225.89	134.25	82.33	109.28	86.45	210.01	232.25	339.65	72.23	30.40	66.96	40.10
紙 く ず	3.64	3.09	3.34	2.36	2.71	1.76	0	0	0	0	0	0
織 維 く ず	21.39	23.02	22.30	29.16	28.03	32.65	24.02	24.68	13.82	2.92	17.88	19.28
石 膏 下	111.28	121.89	136.52	155.24	140.96	147.80	169.26	150.49	164.80	109.40	146.80	149.87
廃 石 綿	1.11	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.12	0.29	1.30	0.01	27.66	40.80
シュレッダーダスト	60.44	37.86	64.27	18.21	62.17	24.15	0	0	0	0	0	0
選別不能物(混合物)	199.55	131.55	106.52	87.57	92.01	118.95	26.49	1.26	0	0	0	0
廃油(タールピッチ類に限る)	7.86	4.16	9.11	14.97	4.92	4.50	0	0	0	0	0	0
ば い じ ん	19.51	11.01	11.01	0.25	5.41	1.61	0	10.60	20.40	30.49	18.54	18.19
窯業系サイディング	52.11	86.62	86.41	87.38	79.88	84.83	0	0	0	0	0	0
が れ き 類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0
石綿含有産業廃棄物	1.60	0.24	15.87	14.56	14.47	24.57	0.77	7.47	11.55	15.35	5.18	4.51
計	808.54	805.38	688.73	643.90	638.09	810.97	613.19	722.33	439.64	332.50	401.50	366.09

ロ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和6年3月13日	異常なし	—	—

ハ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工、シート点検	令和6年 3月13日	異常なし	—	—

ニ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(周縁井戸A又は地下水集排水設備)

(状況：令和5年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第3管理型地下水上流部	令和5年8月9日	令和5年9月6日	不検出
総水銀	一リットルにつき0.000五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0005ppm未満
カドミウム	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm未満
鉛	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm未満
六価クロム	一リットルにつき0.0五ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.005ppm未満
砒素	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm未満
全シアン	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同上	同上	同上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm未満
ジクロロメタン	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.002ppm未満
四塩化炭素	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm未満
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき0.00四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0004ppm未満
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき0.一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.01ppm未満
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき0.0四ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.004ppm未満
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.001ppm未満
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき0.00六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm未満
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0002ppm未満
チウラム	一リットルにつき0.00六ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0006ppm未満
シマジン	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下	同上	同上	同上	0.0003ppm未満

チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002ppm 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005ppm 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002ppm 未満
ダイオキシン類	1Pg-TEQ/L 以下	同 上	同 上	同 上	0.070pg-TEQ/L

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称を変更した。（平成29年4月1日施行）

**(周縁井戸B)**

(状況：令和5年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第3管理型地下水下流部	令和5年8月9日	令和5年9月6日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005ppm 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003ppm 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005ppm 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002ppm 未満
全シアン	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002ppm 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002ppm 未満
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0004ppm 未満
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm 未満
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004ppm 未満
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006ppm 未満

一・三ージクロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇ニミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002ppm 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006ppm 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003ppm 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇ニミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002ppm 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001ppm 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005ppm 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002ppm 未満
ダイオキシン類	1Pg-TEQ/L以下	同 上	同 上	同 上	0.085pg-TEQ/L

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称を変更した。（平成29年4月1日施行）

### (放流水)

(状況：令和5年度分)

放流水の水質検査	基 準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと	第3浸出水処理施設	令和5年8月9日	令和5年9月6日	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005ppm 未満
カドミウム及び化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.003ppm 未満
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	同 上	令和5年8月9日	令和5年8月24日	0.001ppm
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びメチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	令和5年8月9日	令和5年9月6日	0.1ppm 未満
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005ppm 未満
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm 未満
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1ppm 未満
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005ppm 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm 未満

テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02ppm 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002ppm 未満
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004ppm 未満
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02ppm 未満
シス一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004ppm 未満
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.03ppm 未満
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.006ppm 未満
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002ppm 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.006ppm 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.003ppm 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02ppm 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm 未満
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm 未満
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	13
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)	同 上	同 上	同 上	0.56
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	44
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5ppm 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5ppm 未満
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1ppm 未満
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01ppm
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.05ppm
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.3ppm 未満
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1ppm 未満
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005ppm 未満
磷含有量	一リットルにつき一六(日間平均八)ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.05ppm
1・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.05ppm 未満
ダイオキシン類	1Pg-TEQ/L 以下	同 上	同 上	同 上	0.00066pg-TEQ/L

水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公用水域に排水されるもの五・八以上八・六以下	同 上	令和5年8月9日	令和5年8月24日	7.1
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	3.1
浮遊物質	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5 未満
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下	同 上	同 上	同 上	0
窒素含有量	一リットルにつき一二〇（日間平均六〇）ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	42

備 考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公用水域に排出される排出水に限って適用する。

**周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)**

(状況：令和5年度分)

令和5年度	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				電気伝導率 (mS/m)
4月	第3管理型地下水上流部	令和5年04月05日	令和5年04月05日	8.6
5月	同上	令和5年05月10日	令和5年05月10日	10.9
6月	同上	令和5年06月14日	令和5年06月14日	9.2
7月	同上	令和5年07月12日	令和5年07月12日	9.0
8月	同上	令和5年08月09日	令和5年08月09日	9.3
9月	同上	令和5年09月06日	令和5年09月06日	9.4
10月	同上	令和5年10月11日	令和5年10月11日	10.1
11月	同上	令和5年11月01日	令和5年11月01日	9.6
12月	同上	令和5年12月06日	令和5年12月06日	9.8
1月	同上	令和6年01月10日	令和6年01月10日	10.3
2月	同上	令和6年02月09日	令和6年02月09日	10.5
3月	同上	令和6年03月13日	令和6年03月13日	9.8

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランク

トンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

**(周縁井戸B)**

(状況：令和5年度分)

令和5年度	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率(mS/m)	塩化物イオン(mg/l)
4月	第3管理型地下水下流部	令和5年04月05日	令和5年04月05日	7.0	8.3
5月	同上	令和5年05月10日	令和5年05月10日	5.6	5.0
6月	同上	令和5年06月14日	令和5年06月14日	7.2	3.9
7月	同上	令和5年07月12日	令和5年07月12日	9.5	4.5
8月	同上	令和5年08月09日	令和5年08月09日	5.9	2.7
9月	同上	令和5年09月06日	令和5年09月06日	9.4	4.7
10月	同上	令和5年10月11日	令和5年10月11日	8.0	6.4
11月	同上	令和5年11月01日	令和5年11月01日	10.6	6.2
12月	同上	令和5年12月06日	令和5年12月06日	8.8	6.5
1月	同上	令和6年01月10日	令和6年01月10日	8.7	5.6
2月	同上	令和6年02月09日	令和6年02月21日	10.0	6.2
3月	同上	令和6年03月15日	令和6年03月26日	7.1	7.1

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

**(放流水)**

(状況：令和5年度分)

令和4年度	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度(PH)	生物化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質量(mg/l)	ノルマルヘキササン抽出物量(mg/l)	窒素含有量(mg/l)
4月	第3浸出水処理施設	令和5年04月05日	令和5年04月17日	7.0	1.7	0.5	0.5未満	57
5月	同上	令和5年05月10日	令和5年05月22日	6.7	1.5	1.1	0.5未満	51
6月	同上	令和5年06月14日	令和5年06月26日	6.8	2.3	0.5未満	0.5未満	30
7月	同上	令和5年07月12日	令和5年07月25日	7.2	2.5	2.1	0.5未満	43



8月	同上	令和5年08月09日	令和5年08月24日	7.1	3.1	0.5未満	0.5未満	42
9月	同上	令和5年09月06日	令和5年09月19日	7.2	1.3	0.8	0.5未満	12
10月	同上	令和5年10月11日	令和5年10月23日	7.1	1.8	0.5未満	0.5未満	49
11月	同上	令和5年11月01日	令和5年11月13日	6.6	1.6	0.7	0.5未満	40
12月	同上	令和5年12月06日	令和5年12月18日	6.7	1.9	0.5未満	0.5未満	60
1月	同上	令和6年01月10日	令和6年01月22日	6.2	2.5	0.5未満	0.5未満	60
2月	同上	令和6年02月09日	令和6年02月21日	6.3	1.4	0.5未満	0.5未満	51
3月	同上	令和6年03月13日	令和6年03月26日	7.0	1.0	2.9	0.5未満	52

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十一号及び第一条第二号の維持管理の技術上の基準による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

ヘ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	令和6年3月13日	異常なし	—	—

ト 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	令和6年 3月13日	異常なし	—	—

チ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和5年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況	令和6年 3月13日	異常なし	—	—

リ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和4年度分)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和5年9月30日	110,828 m <sup>3</sup>

(状況：令和5年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)